

原告 想田和弘, 柏木規与子

被告 国

意見陳述書

2018年11月7日

東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

原 告 想 田 和 弘

- 1 私と妻は、1993年からアメリカ合衆国のニューヨーク市に住んでいます。そして1994年に出会い、1997年にニューヨーク市庁舎で結婚しました。

アメリカでは結婚する際、夫婦の姓を同姓にするか別姓にするか、当事者が選択することができます。私たちは迷うことなく、別姓を選択しました。ただし、その際、日本の役所に婚姻届は提出しませんでした。なぜなら1996年に法制審議会の答申が出ていたこともあり、日本でも近々法改正がなされ、選択的夫婦別姓が認められると信じていたからです。

私たちは、法改正がなされたら日本に婚姻届を出そうと思っていましたが、周知の通り、法改正はなされることなく、20年以上が経過してしまいました。

- 2 そもそも、なぜ私たちはそれぞれの姓を保持することを選んだのか。

まず、別姓のまま結婚することは、結婚して姓を統一するよりも、私たちの抱いている結婚観に合致しているように感じられたことが挙げられます。私たちは、結婚当初から、お互いが一つに融け合うのではなく、お互いのルーツや違いを尊重しあい、独立した人格を保ちながら、それでも仲良くやっっていくことを目指してきました。そういう観点からすると、夫婦のどちらかが相手の姓に変更することには、どうしても違和感が伴います。お互いがお互いの姓を保持することは、私たちが目指す結婚のイメージに合致しているように感じられました。

それに、私は「想田」という姓に愛着を感じていましたので、変えたいとは思いませんでした。というよりも、変えることを少し想像するだけで、なんだか自分の歴史やルーツが上書きされてしまうような、辛い気持ちになりました。

日本の法律では、婚姻の際に男女のどちらの姓を選んでもよいことになっていますが、実際には96%の夫婦が夫の姓を選ぶそうです。その「習慣」に素直に従えば私は姓を変えないで済むわけですが、私は自分が嫌だと思うことを、これから生涯のパートナーとなる相手に強いたいとは思いませんでした。

また、「結婚の際に姓を変えるのは女性であるべきだ」という暗黙の了解には、男尊女卑の不公平な価値観が感じられます。企業の吸収合併では、しばしば力の強い企業の名前の方を残す現象が見られますが、夫の姓に統一することを「普通」とする習慣には、男性を女性よりも上に見る価値観が象徴的に現れているように感じます。実際、その裏返しとして、姓を変えた男性は「婿養子」と呼ばれて、なんだか一段低く見られて差別されています。逆にいうと、姓の変更を余儀なくされる多くの女性は、「婿養子」のような低い地位に置かれているのだと思います。そのような差別的な状況を、私たちは追認することで加担したいとは思いません。

- 3 とはいえ、私たちは誰もが夫婦別姓になるべきだと申し上げているわけではありません。むしろ、結婚に当たって姓を統一したいという方々の意思是、当然のことながら尊重されるべきです。同様に、別姓のまま結婚したいという私たちの意思も尊重していただきたいと感じています。とてもシンプルな話だと思います。

日本国憲法第13条には、次のように記されています。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

理解に苦しむのは、私たちが別姓を選択しても他人の自由や権利が侵害されることはない、つまり公共の福祉に反しないのに、日本の法制度が別姓を選択する自由を阻んでいることです。それは憲法第13条に反しているといえるのではないのでしょうか。

- 4 今回の訴訟に当たって弁護団からレクチャーを受けて、私たちはびっくりしました。

私たちは日本では「事実婚」なのだと思い込んでいたのですが、実はそうではなかったというのです。というのも、日本の法律では日本人同士が海外で結婚する際には現地の法律に基づく方式によるとされています。つまりアメリカの法律に沿って別姓のまま結婚した私たちは、日本の法律上も「法律婚」だったのです。

しかし、問題は、日本で戸籍を作る際には「氏」を統一しなければならないことです。別姓のままだと戸籍を作ることができません。つまり日本の法律は、一方で私たちの別姓婚を認めながら、他方で戸籍にそのことを反映させる術を用意していないのです。これはどう考えても法律的な不備ではないでしょうか。

私たちは、こうした法律的な不備のせいで、税制上・相続上などの様々な不利益を被りかねません。

5 こんなこともありました。

2001年、妻は、アメリカへ入国するためのビザのスタンプを押してもらうため、大阪の米国領事館へパスポートと必要書類を提出しました。申請したのは私の配偶者としてのビザです。米国の移民局からは、書類審査を経てすでにビザを承認されていました。

ところが、妻は、米国領事館の日本人職員から電話で連絡を受け、このままではビザは発行できないと告げられました。パスポートに記載された妻の姓と私の姓が違うので、結婚しているとは認められないというのです。

妻は、ニューヨーク市役所から発行された婚姻証明書があることを告げ、移民局からもビザを承認されていることを伝えましたが、聞き入れられません。私たちは途方に暮れました。

仕方がないので、私は、弁護士を通じて、米国の国務省に掛け合いました。すると国務省は、大阪の米国領事館へ電子メールを出し、私たちは米国で婚姻しているのでビザを出すように指示してくれました。本国の国務省が太鼓判を押してくれたのですから、妻は安心して領事館へ出向きました。

ところが、それでも米国領事館の日本人職員は納得せず、妻を門前払いしました。「パスポートに記載された姓が違うので、結婚しているとは認められない。」の一点張りです。

困り切った妻は、思い切って領事に直接電話をすることにしました。運良く電話に領事ご本人が出たので、妻は詳しい状況を説明しました。すると米国人の領事は即日、ビザを発行してくれました。

この例からもわかるように、私たちは日本の法律上婚姻が成立しているにもかかわらず、戸籍によってそのことを証明する術がないために、様々な不利益を被りかねない状況に置かれたままです。私たちは、この状況は著しく不公平であり、人権侵害に当たると感じています。

一刻も早く法的な不備を是正し、救済措置を講じていただけることを心より願っている次第です。

以上